

昭和四十年四月一日(木曜日)  
午前十時三十分開議

## 社会労働委員会議録 第十五号

出席委員  
委員長 松澤 雄藏君  
理事 井村 重雄君  
理事 斎藤 邦吉君  
理事 橋本龍太郎君  
理事 八木 昇君  
伊東 正義君  
熊谷 義雄君  
坂村 吉正君  
竹内 黎一君  
本島百合子君  
谷口善太郎君

出席政府委員  
厚生大臣 神田 博君  
厚生事務官 梅本 純正君  
厚生事務官 尾崎 嘉篤君  
厚生事務官 大崎 康君  
厚生事務官 鈴村 信吾君  
厚生事務官 松岡 亮君

委員外の出席者  
外務事務官 (アジア局) 北東 黒田 端夫君  
厚生事務官 (援護局長) 年金課 曾根田都夫君

厚生事務官 (援護局) 木暮 保成君  
運輸事務官 (鉄道監督局) 馬渡 一真君  
専門員 安中 忠雄君

三月三十一日  
清掃法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)(參議院送付)  
優生保護法の一部を改正する法律案(横山フク君外一名提出、參法第一〇号)(予)

四月一日  
理事藏内修治君同日理事辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君が理事に当選した。

三月三十一日  
清掃法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)(參議院送付)  
優生保護法の一部を改正する法律案(横山フク君外一名提出、參法第一〇号)(予)

二名提出、參法第一一號(予)

は本委員会に付託された。

## 本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

戦傷病者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案(内閣提出第六七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出六八号)

厚生関係の基本施策に関する件

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審

査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○鈴井委員 いま議題になりました三法について

て、まず逐条的に先にお尋ねをいたします。その逐条の質問の中でいろいろ具体的な問題があわせて御質問を申し上げますので、明快な御答弁をお願いいたしたいと思います。

まず第一に、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案から質問いたします。

この法律が昭和三十八年の第四十三回国会で制定をされてから足かけ三年ばかり経過することになりますと、戦傷病者の福祉の増進をはかる、それ

ならたわけですが、その場合に、まず第一に、八

条の二の戦傷病者相談員の問題についてでござります。この相談員の任務を八条の二の条文で見て

みますと、戦傷病者の福祉の増進をはかる、それ

から戦傷病者の更生、援護のための指導といふことになっておるわけです。そして社会的信望があり、識見と熱意を持っている人を選ぶことになる

わけでございますが、一体この人たちの戦傷病者の相談に応ずる具体的なことはどういうことをす

ることになるのか。これは、御存じのとおり、民生委員とか児童委員とかいろいろなものが現実に

社会福祉行政はあるわけです。それから福祉事務所にはケースワーカーみたいな人もおるわけです。そういう人たちは、おそらく今までいろいろ

こういう相談、指導をやっておつたと思うのです。特に今度相談員をつくりになつて、抽象的に

福社の増進をはかるとか、更生、援護のための指揮をやるとか言つたって、そんな抽象的なこと

ではわからぬ。具体的には一体どういうことをやることになるのか、それをまず御説明願いたいと

思います。

○鈴村政府委員 お答えいたします。  
今回戦傷病者の相談員という制度を設けるにつ

きましての御質問であります。おつしやるよう、従来県なりあるいは市町村の公務員が、それの仕事につきまして個々の戦傷病者の相談に乗つておつたことは事実でございます。しかしながら、戦傷病者につきましては、一方において援護法によります障害年金あるいは障害一時金の給付があり、また特別援護法によりまして、療養の給付あるいは補装具の支給等のことがございます。また国鉄の無賃乗車等の制度もあるわけであります。そういうふうな各種の法律に基づく援護措置があるわけでありますが、これは法律も非常に難解でありますし、また手続も煩瑣なものがありますので、そういうことにつきまして役所では聞きにくいようなことを民間の相談員が親身になつて相談に乗つてあげる、あるいは指導するということが非常に必要と存ずるのであります。一般の社会福祉行政につきましては、民生委員といふ制度がございまして、役人の指導の手の届かないところを民生委員が親身になつて相談に応ずるという制度があるのであります。戦傷病者につきましても、いわば一般の社会福祉における民生委員的な立場におきまして、民間人の立場から親身の相談に乗つてあげる、あるいは指導をするということがこのねらいであります。したがいまして、役人のできないような親身の相談に応ずるということがこの制度の趣旨でございます。

○鈴村委員 役人ができぬような親身の相談に応するというが、もう少し具体的に何だといふと、法律が難解で手続が複雑だ、だから役人のできぬようなかゆいところに手の届く相談をやるというのですが、そういうものは一体今までやはつていなかつたのですか。

○鈴村政府委員 もちろんいままでも非常に篤志な方がおられまして、あるいは傷痍軍人会の関係者でありますとか、その他の方で非常に篤志な方

で、実際そういうことをやつておられた例が非常にあるわけであります。それを一つの制度的なものといたしまして、厚生大臣からはつきり委嘱するという形にいたしたほうが、やられる方もやりがいがあり、やりやすいという点もありますし、またそういう相談員といふものをはつきり委嘱することによりまして、一般の戦傷病者も相談に行きやすくなるということがありますので、特にこ

ういう制度を設けたわけであります。

○滝井委員 そうしますと、一体そういう相談員が相談に応じなければならぬような戦傷病者の対象の数といふのはどのくらいですか。

○鈴村政府委員 だいまのお尋ねでございますが、戦傷病者の総数といたしましては十八万二千五百六十三という数字になつております。その内訳を申し上げますと、軍人、準軍人が十七万三千六百九十七、軍属が七千四百三十六、準軍属が千四百三十といふような数になつております。

○滝井委員 あとでまたお尋ねをしますけれども、この中で無賃の乗車船の恩典に沿する方々は非常に少ないわけですね。それから、傷病手当をもらうような人も非常に少ないわけです。そうすると、たぶん十八万のほとんど大部分、十七万ぐらいいの人は、この法律の恩典には浴さないわけですね。今度の改正のこのものには浴さないわけですね。そしたら、一体どういうことを相談員がその十七万ばかりの人についてやることになるのですか。

○鈴村政府委員 ただいま申し上げました十八万何がしの戦傷病者の数のうち、傷病恩給あるいは障害年金等を受けておる者の数が十四万ございました。したがいまして、相当大きなパーセントの方が、むしろそういう給付を受けることについて、いろいろな戦傷病者の相談員を利用するというふうになるかと思います。

それから、無賃乗車船の対象の数といたしましては一応十三万六千の方が対象になりますが、現実に受けておる方は若干減つておりますが、対象数としては一応十三万をこえています。したが

いまして、かなりの数の者が、直接に戦傷病者相談員を利用する実益があるということになるわけになります。

○滝井委員 この戦傷病者の相談員の数は、予算面は四百七十人ですね。そうでしょう。

○鈴村政府委員 本土が四百六十人、沖縄が十人で、四百七十人であります。

○滝井委員 本土が四百六十人、沖縄が十人、この四百七十人の予算は百五十八万六千円でしょ。そろすると、この手当はこの中から出すことになるのですか。その手当は一体幾ら差し上げることになるのですか。それから、各県に配分をしておけばならない。御承知のとおり、四つの島といつてもなかなか日本も狭くはないですよ。十八万人の人がばらばらと日本全土にまかれているわけです。沖縄まで分布しておるわけです。そうしますと、百五十八万六千円の予算の中から、この四百七十人の相談員に一体幾らの報酬を差し上げることになるか。そして、各県の分布はどういふような分布でこれを配分することになるか。いま言つたように非常にむずかしいこの法律を、われわれも勉強するけれども、この援護三法といふのはわかりにくい。これに恩給法が加わってくるとますますわからぬ。わからないので、うしろに解説を必ずつけてくれと言つても、またこの解説たるや実に不親切な解説で、もう少し労働省の解説を見習いなさいと言ふんですが、実に不親切です。余談はさておいて、この百五十八万の予算の中から幾ら差し上げることになるのか。各県の配分はどういうようになるのですか。

○鈴村政府委員 お尋ねの報酬の件であります。が、予算面におきましては一人月額五百円といふことで計上しておるわけであります。これは実費弁償といふたてまえでありますので、一律にといふことよりも、むしろ現実に要した実費に応じて、百五十万円を各県の傷痍軍人会に差し上げることであります。

それから、無賃乗車船の対象の数といふことで、これがどういふうに地域的に置くかという問題であります。これは予算面

では一応一県当たり十名ということで四百六十名入っておりますが、現実にはやはり各県の地域の広さもまちまちでありますし、また戦傷病者の数も

も県によって差がありますので、現実に委嘱いたします場合には、そういう地域の広さの問題ある

具体的にきめたいというふうに考えておる次第であります。

○滝井委員 当然そうなると思う。ただ問題は、一人月五百円で、一体そういう人がうまくおるかがやつていた。そして傷痍軍人は団体をきちっとつくつて、こういう事務的な話題をやつていてるわけでしょう。それならばこういう相談員をつくらなければなりません。御承知のとおり、四つの島といつてもなかなか日本も狭くはないですよ。十八万人の人がばらばらと日本全土にまかれているからです。いままで傷痍軍人の団体をやつたらいい。そういうほうが合理的なのです。でも差し上げれば、だれかが出てきて指導することになるわけですよ。出たとき、その中から日當をやつたらいい。そういうほうが合理的なのです。変な相談員をつくつて、そして文章だけは、社会的信望があつて、戦傷病者の福祉の増進に非常に熱意があるとかなんとか言つたって、そんな相談員は、かねや太鼓でさがし回つたってそんな奇特な人は非常に少ない。そういう悪いものをつくるよりも、やはり自立更生ですよ。みずからのががしの人たちから幾ぶんかの会費を取つて運営しているでしよう。そうすると、そこに四万円

も金がいくことになる。これは助かるですよ。いま傷痍軍人会は、傷痍軍人の皆さん方から、十八万円がかかるだけいやでしよう。われわれも疑うだけです。それならば、既存の傷痍軍人会に金を差し上げたらい。そらすると、そこに四万円

じやないかという疑いを持たれる。お互に疑いを持たれるだけいやでしよう。われわれも疑うだけです。それならば、既存の傷痍軍人会に金を差し上げたらい。そらすると年三、四万円の金がいくことになる。これは助かるですよ。いま傷痍軍人会は、傷痍軍人の皆さん方から、十八万円がかかるだけいやでしよう。

○滝谷委員 関連して、いま滝井委員の質問に対する答弁を聞いておりますと五百円という数が出ておりますが、予算は合いますか。私の計算だと三百円ないし四百円にしかならないのですが、人數はありますけれども、それを少なくするといふ予定なのですか。

○鈴村政府委員 お尋ねの件であります。が、実は月額五百円ということで計上してあります。月一日からの施行であります。その半分を計上しているということであります。

それからいまお話しの、むしろ傷痍軍人会にそういう金を与えたほうがいいのではないかという意見もあるようですが、われわれが考えておりますのは、やはりほんとうに社会的信望があり、戦傷病者の援護の問題に熱意のある方といふことでお願いしたいというふうに考えておりますので、その多くの方があるいは傷痍軍人会の関係

者になるかもしれません。しかし、傷痍軍人会の関係者だからするというのではなくて、やはり社会的信望もあり、そういう業務に非常に熱意を持っておられる方ということで選ぶわけでありますので、やはり法律にありますような考え方の方のほうが適当であると考えている次第であります。

○鴻井委員 どうもいまのよるな答弁では納得いかない。むしろこの八条の二は削除したいくらいです。そしてその金を相談員のほうに出すのではなくて、傷痍軍人令にやつたほうがいい。それのほうが能率があがるので。いま傷痍軍人会は金がなくて困っているのだから、補助金を出してそこで業務をやってください、国が補助金を出します、それのほうがもつといですよ。

それから、秘密保持の規定なんかも置いているわけです。したがってこの相談員というのは、いわば公務員みたいな形でここで格づけされているわけですよ。これは民生委員その他も同じだと思いますけれども。そうしますと、いまのように傷痍軍人の中からも選ぶかもしれないといふふうなあいまいなことは困ることになるわけです。やはり傷痍軍人の中から選ぶことになると問題が出てくるわけです。お互いにそねみもあるかもしれません。そういう点で問題がある。だからこういう点で、あなたの指導方針といふものはどうも一貫をしていない。これは常勤でなくて当然非常勤であって、いろいろ診療相談その他もあるのだから、秘密の保持をしなければならないということになるわけです。(「そとはならぬよ」と呼ぶ者あり)そとはならぬと言つてゐるけれども、たとえば国會議員の身分に関することを私なら私に専属にまかせるということは、他の議員はなかなかやらぬのですよ。やはり公正な第三者にやつ

でもらわなければ困るということになる。そうしないと、傷痍軍人だつたら勢力争いになる。それを一つの足場にしていろいろのことをやることもできないことはないのだから、そういう問題にめなりかねないわけです。変な言い方かもしれないけれども、傷痍軍人会を足場にして、おれが会長になろうなんと言ふ者も出てくるかもしねれない。だからそういう点でもやはり私は、社会的に非常に大きな犠牲を払つた人に対するは、やるのなら第三者がやる、やらないならば思い切つて軍人会に補助金を出してやる、どつちかにきつちとやるようにななければ、指導方針があいまいで困ると思うのですよ。その点どうですか。

○鈴村政府委員 傷痍軍人の中から選ぶのはむしろ不適当ではないかといふお話をようございま

（いり）であります。この問題は、うがてじ引準だい、單らの〇〇ありますから、お手に持つてお持ちください。

千円の委員会費を支拂ふ。この度は、さういふにあつて、その費用を政府が負ふべきものと見なすのである。そこで、この度は、その費用を政府が負ふべきものと見なすのである。

ががあることにならぬ。鐵道は、この置いたるところに必ずしもある。

度抵賃乗に改められ、いでの間違ひの無い簡便な計りと云ふべきものである。

場合、一応、戴格、りまねき、賃乗、じよのり、全部、す。車船、じやん、大す、算と、て、

「十」  
おれは、まあ、それで、手の手筋を取る。具はこれとから、そるのといふ。いき上ります。また五割の取引をする。車船の取引をするのである。それで、その結果、関連して

すの て、 てお  
うじよ ます  
られ られ  
ます ます  
局長 局長

○なうことをお考えください。○千度の間一区そなまます害の項病ん症のはす人のれあ合れあたしす。○路とよだす。

（この）の程度の場合は、金額が四回に亘る方より多くなることはないといふのである。そこで、土地の価値を算定する場合、井戸の有無によっては、井戸がある場合とない場合とで、価値が異なるといふのである。

云貴省の教員は、その多くが、六月一日から、各級学校を含む、全省に於ける教育問題に關する議論を展開する。この間問題は、主として、教育の標準化、教育の自由化、教育の民主化、教育の國民化、教育の國際化等の五項である。

の制上昇し、一方の商名程の次に、万二千一百九十九円一等、二千五百九十九円二等、一千五百九十九円三等とあります。

うで  
うりまつ  
きかん  
七人  
拡大  
とい  
るの  
十九  
ます  
うの  
ます  
数と  
るの  
級、  
の間  
回。  
て、  
は介  
三項  
。六(六  
区間  
症に  
なし  
れは  
ない  
いう  
うで

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

○滝井委員 そらしますと、これは運輸大臣の関係ですが、この金の負担といふものは運輸省の予算に計上をしておるわけですが、その具体的な負担方法といふのはどういう形になるのですか。

○馬渡説明員 お答えいたします。実際にいま各戦傷病者の方が御乗車されました場合に、引きかえ証を国鉄に提出をされます。その提出をされました引きかえ証をもとにいたしまして、国鉄が運輸省に負担金の申請をいたしました。それに基づいて国鉄に支払いをいたしております。

○滝井委員 そうしますと、七千三百九十二万二千円という四十年度の予算のワクの中でやることになるわけですね。そうして区間はどういう遠距離でもいいことになるわけです。回数は四回とか十二回とかきまつておる。そうしますと、七千三百九十二万二千円のワクをこえたり少なくなったりすることが非常にあるわけですよ。この調整といふものは一体どういうことになるのですか。私が、おそらくその実績に基づいての申請であろうと、思つております。

○滝井委員 それぞれ人間はやはり目的を持つて意的に動いていくことになるわけです。したがつて、実績だけではそれはそらはいかぬわけですね。だから私は、ここの一三三条の四項をごらんになりますと、「前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。」こういうことは負担方法その他の必要な事項は運輸大臣が定めるということで、一体どういう負担方法をやるかということは明示されていないわけです。しかし運輸大臣は、国鉄当局に対しては迷惑をかけませんよということははつきりわかるのです。しかばねば一体、いまの七千三百九十二万二千円の予算の範囲内でいけるかどうかということは、これ

は補正予算でも組むことになるのかということになるわけです。そこらの関係は一体どういうことになつておるのでか。もし予算が足らなかつたということで、いや君、そんな遠いところへ行つてもらつては困るよといふようなことになるので

は、これは困るのです。だから、ここらの過去の運営のしかたといふものは、一体どういうように実際に運用しているのかということですね。これは援護局長のほう、かからないですか。

○馬渡説明員 三十八年度までが実績として出でおりますけれども、その間におきましては不足したことにはございません。

○滝井委員 そうしますと、七千三百九十二万二千円といふものは相当余裕を持ったものとして取つて、過去においてその補正予算その他

やつたことがない、こうおっしゃるならば。そうすると、今度は新しく恩給法以外の方にも適用することになるわけですね。四千八十八人ですか、人數がふえる。額にしたら二百十五万三千円程度ふえて、四月一日からこれはワクの拡大で実施する

ことになるわけですが、どうもそらあたりちょっと疑問点がありますけれども、まあそらあたり問題じやないから——もうちょっとそらあたりきわっとしておいてもらいたい。予算が足らなかつたからといって戦傷病者の旅行を抑制する

ことになるわけですが、どうもそらあたりがこれはみんな行政の事項、政令事項になるわけでしょう。政令事項になるのか、指導事項になるのかわかりませんけれども、みんなあなたの方の行

政の指導で事が進ぶわけです。三月に申請すると予算が切れました、だから今度予算の通つた四月にお回しなさい、こういうことになる可能性があるわけです。私に言わせれば、そういうことがあ

るといろ予定をございましたが、一億円不足する

わけでございます。これをどうするかということ

を、そのとき詰めた話によりまして、これは援護

券をくれるといつても、三月に行つたら予算がな

いがら来年度にしろということでは困るといふこ

かりやつておいてもらいたい。

次は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案について御質問しますが、その前に、今度戦傷病者会館の建設費が二億円予算に計上をされ

ます。これが大臣に聞くことになるのですが、この戦傷病者会館の建設はどこに、一体幾らの経費で建てることになるのか。

○神田国務大臣 この戦傷病者会館の建設者はだれかといふのですが、これは社会福祉法人戦傷病者会館、社会福祉法人でやる予定になつております。して、最初は三億三千万円といふことでございまして、このうち三億円を国庫補助にしてもらひたい、こういう予定でございましたが、そのとき

の設計が総坪数が四千四百坪、地上六階地下一階の鉄筋コンクリート建てでございまして、内容は主として戦傷病者の収容、それから授産、更生のための職業補導、それから補装具製作研究及び宿泊等の施設、こういうことでございました。しかしそれが、いまお話しもございましたように、国庫補助の額が三億円でございましたのを二億円といふことになりましたので、当初の計画を再検討す

る、こういうことになるわけでござります。

○滝井委員 もう予算が通りましたから、三億三千万円の目的が二億円に予算が削られたということになりましたので、当初の計画を再検討す

ることになりましたので、当初の計画を再検討す

る、こういうことになるわけでござります。

○滝井委員 もう予算が通りましたから、三億三千万円の目的が二億円に予算が削られたということになりましたので、当初の計画を再検討す

ることになりましたので、当初の計画を再検討す

る、こういうことになります。

○滝井委員 どういうことになつておるのでございまして、最後の折衝で組まれたわけでございますが、大体予定どおり建てたいといふ強い希望でございました。不足分の三千万円は自己調達す

るといろ予定をございましたが、一億円不足する

仰いだらどうだろか、その際には大蔵省とも話をいたしてあります。免稅措置をいたしましょ、こういう話になつております。それをそりうようなことであります。あるいは非常に御承認のようになつてあります。それで、そういうことができなくて縮小していくか、これは今後、これから検討いたしまして御相談して実施計画がきまつります。

○滝井委員 そうしますと、一応三億三千万円でつくるんだが、援護者、財界等の寄付をやる。戦傷病者のほうで三千万円の自己調達をやる、これは自分調達でもおそらく寄付かカンペになるんでもしうが、しかし、これはなかなか不況なのでそろそくいくかどろかといふお話をございます。

これが具体化したときには、われわれのほうにもぜひととお知らせを願いたいと思うのです。どうぞよろしくかどろかといふお話をございます。

○滝井委員 「委員長出席、井村委員長代理着席」

○滝井委員 そうしますと、一応三億三千万円でつくるんだが、援護者、財界等の寄付をやる。戦傷病者のほうで三千万円の自己調達をやる、これは自分調達でもおそらく寄付かカンペになるんでもしうが、しかし、これはなかなか不況なのでそろそくいくかどろかといふお話をございます。

これが具体化したときには、われわれのほうにもぜひととお知らせを願いたいと思うのです。どうぞよろしくかどろかといふお話をございます。

○滝井委員 たてまえは全くそのとおりでございます。ただ、利用に若干余裕があるといふ場合には、若干その他の方の利用も許されるかもしれません、たてまえはあくまでもそのとおりでござります。

○鈴村政府委員 たてまえは全くそのとおりでございます。ただ、利用に若干余裕があるといふ場合には、若干その他の方の利用も許されるかもしれません、たてまえはあくまでもそのとおりでござります。

○神田国務大臣 これは私、折衝いたしたのでございまして、最後の折衝で組まれたわけでございますが、大体予定どおり建てたいといふ強い希望でございました。不足分の三千万円は自己調達す

るといろ予定をございましたが、一億円不足する

わけでございます。これをどうするかといふこと

を、そのとき詰めた話によりまして、これは援護

券をくれるといつても、三月に行つたら予算がな

いがら来年度にしろということでは困るといふこ

とにもありかねない。そこらの詰めをひとつつ

財界と申しましようか、その方面的寄付をひとつ

とにこれはなるんですね。そうなると、また役人のおば捨て山ができるということになるのかもしれぬけれども、こういふ体制はどういうことになつておりますか。その社会福祉法人の構成とかその指導体制ですね、これはどういう形になつておりますか。

○神田國務大臣 そういうことを含めまして、いま傷痍軍人会の顧問でございます植木さんが理事長をやつておられまして、検討をなすつておられるわけでござります。その検討の結果に基づきまして、おそらく厚生省のほうにも御相談があると思います。その御相談がある際に、いま滝井さんのお話しのようなことを含めまして、この予算のねらつてあるとおり、りっぱなものができます。傷痍軍人の福祉更生のために役立つようにして指導してまいりたい、かよろに考えております。

○滝井委員 そうすると、これはもう傷痍軍人だけのものになるが、一般の同じような身体障害者、すなはち身体障害者福祉法の対象になつておる人々の関係といふものはどうなるんですか。それらの人々がこの宿泊施設を利用したり、あるいは補装具その他の関係もありますが、こういふ関係といふものは全然切り離されて、別に、それでは身体障害者のために厚生省は建てる意思があるかということになるわけですか、その関係はどうなりますか。

○神田國務大臣 身体障害者の共通点がございますから、たとえば職業補導とか補装具の製作とかいうようなことは、いろいろ相関関係といいましょうか、お互いに参考になる問題があらうかと思つております。

それから、会館の趣旨はあくまで傷痍軍人用といたくなつておりますので、別個の観念でございます。しかし、余裕があれば、いまの補導とか補装具、あるいは宿泊等の施設の問題もからめて、使用させていただくといふこともあり得るとして考えております。

○滝井委員 そうしますと、いま身体障害者のこ

とは、どうも必ずしもはつきりしないんですね。原爆の被爆者の恩典を受けている人は、これには関係してもよろしいですか。

○神田國務大臣 余裕がありますれば、そういうことは、話し合ひと申しましょか、共通の点がござりますから、喜んでその施設の利用をしていただく、こういうことにならうかと思うわけでござります。

○滝井委員 これはやはり、こういふところにも一つ問題があるわけです。いま言つたように、余裕があればといふことは、結局原則的には排除しておるわけですね。そろしますと、原爆被爆者の方が会館を建ててくれと言ふたら建ててくれるのか。十八万人でしょ。私は、これは建てるとは反対でない、賛成です。しかし、こういふ施設を困が出してお建てにならうとすれば、私はもつと二億が五億でもいいと思うのです。そして戦傷病者部門、普通の身体障害者部門、原爆医療部門といふぐあいに、やはり身体障害者を全部一括して差別のないようなくらいにやるのが、私は政治家じゃないかと思うのです。こういう点に、今度は一般身体障害者はそねみを持ちます。それから原爆医療——きょうは大原君がおらぬからなんですが、大原君がおつてこらんなどい、これはわれわれ被爆者は入れないのか、こういふことになると思ふのです。私は、こういふところは、二億が五億でも、場合によつては十億でも要求をして、大きなものをきちっとすべきだと思うのです。遺族のためには九段会館といふものがあるのですからね。そつすると、十八万人の戦傷病者のために社会福祉法人をお建てになつてやろうといふことで、全国の身体障害者もその恩典に浴するようすべ

をつくるといふ形が出ると思う。やはりこういう

います。

○滝井委員 おざなりの答弁では困るですね。市ヶ谷におつくりになるなら、それだけの土地の余裕をとつておかないとあとで困る。それは、山下春江さんが何かやつたような、あいのよなマシンションと一緒にされたのでは困る。だから、や

るならばやはり前もつてそういうことも勘案して、今後やる必要があると私は思うのですが。

八万人の戦傷病者のために福祉会館をつくることはいい。それならば、身体障害者や原爆の者はどうしてくれるのだ。それをやつてくれますか。同

じ日本国民で、なるほど片一方は国家犠牲かもしれないけれども、片一方は産業の犠牲になつた者もいる、公傷で労災でなつた者もいるのだから、金

は労働省に相談をして、労災の分も出してもらおうといふことだつてできる。原爆医療は当然国が処置しなければならぬものでしょ。最低二千円から三千円といふのは、同じ処置をしておる。同

じ処遇、手当をしておつて、会館はどうしてできないのだと、いうことになら、答弁できないでしょ。そういう面から、大所高所から考えて、たとえば土地もそらしておく。建物も、いつでも

一休的に繰り足しができるような建物の構造を前どんとするならば、場所を広くとつて建てるべきだ。

どこにお建てになるか知らぬが、場所を広くとつておいて、戦傷病者会館と一緒にまず二億でお建

すか。私の要望としては、もしこれをお建てにならぬとすると、あるいは三億でお建てになつたら、余裕を残しておいて、同時に原爆医療者も一般の身

体障害者も一緒に大きく入れるようにして、身体障害者、戦傷病者会館として発足できるような余裕を敷地その他にも残しておいてやるといふ、それがだけの仕組みをやれるかどうかといふことで

になり、あるいは三億でお建てになつたら、余裕を残しておいて、同時に原爆医療者も一般の身

体障害者も一緒に大きく入れるようにして、身体障害者、戦傷病者会館として発足できるような余裕を敷地その他にも残しておいてやるといふ、それがだけの仕組みをやれるかどうかといふことで

になります。

原爆の障害者はやらなくてよいよろしいとはおぞらく言い切らないと思うのです。これらあたりを

もう少し明白にする必要があるのです。そんなことを明白にしなければ、この法案を通しませんぞ。こういふところをもう少し政府が政策的に明瞭にしておかなければなりません。

原爆の障害者はやらなくてよいよろしいとはおぞらく言い切らないと思うのです。これらあたりを

もう少し明白にする必要があります。そんなことを明白にしなければ、この法案を通しませんぞ。こういふところをもう少し政府が政策的に明瞭にしておかなければなりません。

原爆の障害者はやらなくてよいよろしいとはおぞらく言い切らないと思うのです。これらあたりを

もう少し明白にする必要があります。そんなことを明白にしなければ、この法案を通しませんぞ。こういふところをもう少し政府が政策的に明瞭にしておかなければなりません。

原爆の障害者はやらなくてよいよろしいとはおぞらく言い切らないと思うのです。これらあたりを

もう少し明白にする必要があります。そんなことを明白にしなければ、この法案を通しませんぞ。こういふところをもう少し政府が政策的に明瞭にしておかなければなりません。

原爆の障害者はやらなくてよいよろしいとはおぞらく言い切らないと思うのです。これらあたりを

もう少し明白にする必要があります。そんなことを明白にしなければ、この法案を通しませんぞ。こういふところをもう少し政府が政策的に明瞭にしておかなければなりません。

腕を切つたって、左手のない人の指導は同じです。そういう将来の合理的な、能率的な、効率的な指導体制をとらうとすれば、一緒にいいじゃないうか。だから市ヶ谷にお建てになることはよし。しかし、将来そういうものができるだけの余裕と企画だけはしておいてくださいよ、そういうふうはそれ以外に歯止めがないのだから、これは予算が通つたから、いまこういう法案ででも言質をとる以外にないのです。そういう点の配慮をしてください。こういうことなんですね。

○神田国務大臣　おっしゃる御意見の趣旨は私も同感でございまして、よくわかつておるのでございます。そういうことを頭 быに置いてやりますが、ただこのこと自体はそういうような経緯を経て先行してきた、こういうことを申し上げておるわけでございまして、滝井さんの考え方をそれはいけないのでだと言っているのではない、それは全く私どもも同感の点が多いし、指導としても單一でできるわけでございますから、また充実する側からいきましてもそのほうがしあわせでございますから、それは非常にけつこうだ、そういうことも念頭に置きましてひとつ考慮いたします。

○滝井委員　ぜひひとつ、そういう総合的なことを頭に置いて、政策を推進していくいただきたいと思う。私はちつとも無理を言つているとは思わぬ。当然箇の金をつき込むからには、その施設が百%に、戦傷病者を中心になしながら他の人にも有効に利用できる方法をとるべきだと思う。

次は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法についてであります。今度三万円の特別弔慰金を記名国債で出すことになりました。十年以内にこれを償還して、無利子です。時間がありませ

です。この間に、一体消費者物価はどの程度上がったかということです。これは大臣が御答弁できなければ、局長でもだれでもまいません。一定程度の程度の物価の上昇があつたのかということです。

○神田國務大臣 正確なことはちょっといま調べないとお答えできませんが、私の感じからいきますと、三五、六%ではないかと考えております。

○滝井委員 とにかく三五、六%から四〇%近く物価の上昇があつたわけでしょう。そうすると、今度三万円の記名国債を、弔慰金しかもらっていないかた人々に特別弔慰金として支給しますが、それを十で割れば、一回三千円ずつ一年に支給することになる、全くのたばこ錢を支給することになるわけです。そうしますと、中期経済計画では一年に二・五%ずつの物価上昇だと言つておったが、実際には三十九年、四十年すでに九%近く以上の物価の上昇があつたわけです。そうすると、今までの状態で二・五%というのは全く繪にかいたモノで、そのとおりにならない、やはり四・五%以降で三万円が一万五千円の価値に下がってしまうおそれがある。そういうふうに、日本經濟の高成長といふものはインフレをもとにして成長してきたているのですから、そうしますとこの十年で価値が半減してしまう、毎年もらうものがだんだん半減してしまる。この場合に、一体政府は、二十周年記念として三万円の記名国債をくれることになるのですが、そういう物価上昇によって価値が下がってしまった分の補てんをする考えがあるのかないのか。

○神田國務大臣 これは経済的に言いますと、滝井さんのおっしゃることは私は一つの理論的な根拠、また思いやりとしても十分意を尽くしたことだと思います。しかし、今度の弔慰金を三万円差し上げたいということは、先般の戦争の惨禍を受けた、いわゆる戦没者の方々に思いをいたしまして、ちょうど二十年になるから、ここで一つの区切りとして弔慰の誠を國として表したい、こう

いうことでございまして、これは金額の多いことになりましたことはありませんが、やはり財政事情と  
いうものでござります。それから金額が多いから弔慰の誠が多いのだということだけでもなかなか  
かと思うのでございまして、ちょうど一つの区切りとして二十周年を記念して三万円を差し上げた  
い。これは一時金のほうが一番いいことは、私も十分そういうふうに考えておりますが、しかし事  
柄が弔慰金でございますので、二十年に一回年に  
お祭りをしてしまって、ということよりも、また十年間、細々ではございますが、そういうことに国が心を  
使つたのだといふような気持ちを残すといふこと  
も弔慰の方法ではなからうか、こういうことじや  
ないかと思います。十年間で今後どのように物価  
が上がるかは、いまのよくなことでまいりますれ  
ば、お述べになつたとおりでございますが、また  
これは政治、経済のことでござりますから、十年  
後においてはどうなるかといふことも問題だと思  
います。しかし、その議論をしようというわけでは  
ございません。おっしゃるお気持ちは、もうよ  
く私もそういう議論のあることをも考えておつたわ  
けでございますが、しかし、われわれといいたしま  
しては弔慰の誠をひとつ披露いたしたい、戦没者  
にこの機会にあらためて弔慰の誠を披露いたした  
い、そして遺族の方々を慰めて、また戦没者の  
靈にその誠をささげたい、こういうことで計画い  
たしたわけでございまして、その点をひとつ御了  
察願いたいと思います。

すことについても私は、弔慰の誠を尽くすにして  
も、あまりにも事務的である、何かちょっとそこ  
にヒューマニズムが欠けておるような感じがし  
ます。これは所得制限をするのですか。

○神田国務大臣 これはもう、事の性質上そういう

ことは考えておりません。いたしません。

○滝井委員 そうしますと、特別弔慰金の事務処理ですが、この事務処理は予算が四百十七万四千円計上されている。これは市町村にやることになるのですか。どういうようにこの事務を処理するのですか。

○鈴村政府委員 まず裁定の問題でありますが、厚生大臣の権限とされておりますけれども、これを本土につきましては都道府県知事に委任する、それから沖縄地区につきましては、那覇にあります日本政府南方連絡事務所長に委任するというふうに考えております。そこで、委任されました都道府県知事あるいは南連所長が裁定いたしまして厚生大臣に報告をいたす、こういうことになるわけでございます。

○滝井委員 厚生大臣が知事と沖縄の南方連絡事務所長に委託をしてやる。そうすると、この四百十七万四千円といふのは、沖縄とそれから知事にやることになるのですか。そしたら、こういう事務を市町村がやらずに、県でやれるはずはないでしょう。当然知事は市町村に委託をしないとできないじゃないですか、こういう事務は……。

○鈴村政府委員 いま予算額のお話を出ました  
が、予算はこういうことになつております。本省事務費として約五百十萬円、それから事務委託費、つまり地方へ配分する金が四千九百万、合計五千四百万になつております。  
それから、これは知事に委任いたしまして、大臣が裁定するわけですが、書類は市町村を経由して出てまいります。こうしたことなどでございます。

○滝井委員 私、間違えました。四百十七万と言つたのは五千四百十七万、五を一つ抜かしておきました。五千四百十七万四千円、そうすると、

地方にいく四千九百万円、あなたの四千九百万円は、当然これは市町村にいくのでしようね。市町村にいかずに県どまりですか。そうすると、市町村は事務処理はサービスでやれ、こういうことに

はならぬのでしょうか。

○鈴村政府委員 当然市町村にまいります。

○滝井委員 そうすると、その市町村のこういう配賦のしかたですね、御存じのとおり、この戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給といふものには、今まで弔慰金しかもらっていない人に選択的に出すわけです。その数は四十万人ですか

か、各県にそんなによいおるわけじゃないであります。したがって、これはまず市町村が、こういう特別弔慰金が出るようになりますよというPRを各行政単位といふか、昔の町内会あるいはいまの区といふか、こういう末端にずっと周知徹底しなければならない。そうすると今度は、その事務処理に、おそらく戸籍謄本とか何かたくさんなるのが出てくるわけですね。これは福祉事務所に出てくるのか、市民誤みたいなところに出るのか知りませんけれども、ともかく出てくるわけです。

○滝井委員 それを今度は、一々その事務処理を市町村は、いまの相談員の問題じゃないけれども、しなければならないわけなんですね、間違つておつたら書類が返つてくるのですから……。そういうことになれば、市町村に金がいくというのは、一体一人について幾ら事務費が市町村にはいくことになるので

すか。

○鈴村政府委員 後段のお話の点は、これは沖縄の琉球政府の当局者だけでございます。

○鈴村政府委員 四十一万件のうち、初年度は一応十六万件の裁定を予定しております。したがいまして、それで割つてみますと、まあ一件当たりあるいは四十円くらいになるのじやないかと思ひます。ただ具体的に県が市町村に配分する場合には必ずしもそれにこだわらないで、県の適当な方法で配分されるというように考えております。

○滝井委員 その国債整理基金の特別会計から幾ら郵政省にいくことになるのですか。

○鈴村政府委員 債還は来年以降でございますの

で、ことしは予算が組んでなくて、来年以降組ま

れる予定と聞いております。

○滝井委員 その場合に、郵政省の経費と市町村

の経費といふものが関連してくることになるわけ

になります。

○滝井委員 そうすると、一件当たり四十円くら

いになつて、県がそれぞれ四十円以上だつたり、

以下だつたりすることになるのですか。ここらあ

たり、もう少しやはり事務処理をやる市町村の立場を考えて、そうしてかゆいところに手の届くよ

うな予算配賦をしておかぬと、こういう問題とい

くください。

○滝井委員 けつこうです。あとで調べて教えて

ください。この戦没者遺族等保護法等の一部を改正する法律、これの実施は四十年十月から実施することになりますが、遺族年金の額が七万一千円から九万二千円に引き上げられておるわけでございます。

○鈴村政府委員 ちつと市町村に渡してやらなければならぬ、そういう点をぜひひとつ注意してもらいたいと思う。

それから、郵政大臣が国債償還金の支払いに関

する事務をやりますね。これは四十年の六月十六

日付で発行して、四十一年以降六月十五日に支払うことになりますね。この郵政省の事務費といふの

はどういうことになるのですか。

それから、それから第一点は、十三条の2、政令で定める者

に委託するということになるが、この「政令で定める者」というのは、これは市町村とか、たとえば農

業者とかといふことになりますね。この郵政省の事務費といふの

はどういうことになるのですか。

それから第二点は、三十五・五割でございますが、

それが四十三・二割に引き上げまして、現在の兵の仮定俸給十

万八千二百円でございますが、これを二〇%増額いたしまして、またその兵の公務扶助料にかけま

す倍率を、現在三十五・五割でございますが、これを四十三・二割に引き上げまして、その結果兵

の公務扶助料の額が、現行七万二千四百二十円が九万三千四百五十七円に増額されたわけであります。

これが約二九%になるわけでございますが、それに伴いまして遺族年金のほうもほぼ同率引き

上げたということになつております。

○滝井委員 そうするとお尋ねしたいのは、いま

の仮定俸給二〇%アップと、それから公務扶助料

の年額は、普通の扶助料の年額に対する一定の倍率を乗じて得た額であります。その倍率を三十

五・五から四十三・二に上げた、こういうことな

んですね。これが二九%アップですか、こういう

ことになつたわけです。

そこで年金課長に問うことになるわけです。

今度国民年金の無拠出の年金をお上げになりましたね。これは幾らお上げになつておりますか。老齢

年金でけつこうです。

○鈴村政府委員 大蔵省の国債整理基金特別会計

から当时幾ら出しておりますか、ちょっといまこ

りますか。

○滝井委員 月額において二百円ベースアワ

ブになつております。

○滝井委員 パーセントにするとどのくらいですか。

○曾根田説明員 現行が千百円でござりますから、二百円といたしまして大体一七、八%になります。

○滝井委員 生活保護は、大臣幾らお上げになりましたか。

○神田国務大臣 一二%です。

○滝井委員 いいですか。こういうように日本で一番低い生活をしていらっしゃる生活保護の階層、ほとんどは栄養失調です。その栄養失調の階層、世帯六十万、約百五、六十万人の人に対しては、この苦しい物価高、インフレの中で一割二分上げた。それから七十歳以上の、所得が非常に低い、二十万円以下の人たちに対する老後を保障する年金についてはたった二百円上げた。一割七、八分をお上げになった。所得と全然関係なく、国家補償の見地からやられるいまの遺族年金については、七万一千円を九万二千円にお上げになつたのだが、それは仮定俸給表を一割上げて、それから倍率を二割九分ですか、こういう形になつたわけです。同じ厚生省の行政ですよ。一方は、食うや食わずやの状態のところが一割一分しか上がりなかつた。一方は、そんな生活に關係ないのであります。國家に功勞があつた、国家補償の見地からといふことでもう上げておるわけですね。そうすると一体、人間として生きしていくためには、どちらが恩典を受けたかということです。そうでしょう。これが政治の非常に重要なところです。こういう厚生省の行政といふものは、一番貧しいところに對しては一割二分しか上げなかつたけれども、食うや食わずという生活には關係のないところには、二割九分とか二割とかずっと上げていつたといふことになると、社会保障といふものはどうなるのです。こういう点の勘案といふものを、何か一つのルールをつくつておかないと、参議院の選挙前に力関係でものが決定していく。そういうことでは私はいかぬと思うのです。さいぜん言つたように、三万円の額は少ないじゃないかと言え

ば、それは金でないのです。全く國が弔慰の気持ちで出すのですと言ふ。気持ちは、これは弔慰のものが二割であり、二割九分である。食うや食わずのものは二割であり、二割九分である。食うや食わ

ずやのものは一割二分であり、一割八分であるといつたら、あまりに差があるのでありますか。

○滝井委員

か。こういう点を、厚生省のこういう最低の生活を保障するような経費というもの——これは遺族はある程度最低生活を保障するということが、国家補償の見地とともに入つてゐると思うのです。こ

ういう点を、もう少しやはり地ならしをきちつとし、上げるときにはやはり同じような額が上げていく。もしそこに国家補償の見地が伴うとすれば、それは幾ぶんのプラスアルファであつて、あま

りにもかけ離れた上げ方では困ると思うのです。

それは、なるほど厚生省は、今度の生活保護費を二割上げるということを要求しました。上げよと

言つたけれども認められていない。片一方は二割

とか二割九分が認められておるということになる

と、あまりにあれじゃないですか。これは国民年

金のときに問題にするのですけれども、きょうは

関連があるから言つうのです。片一方は月に二百円しか上げないのですよ。これは率直に言つて、自

由民主党的選舉基盤といふものはこういう老人層

にある。私がいつも言つうように、非常に大きな選

挙基盤ですよ。日本の生産に寄与した七十歳以上のおじいさんおばあさん方について月に二百円しか上げない。この無拠出年金は三十四年に発足

しておる。三十四年に発足して、三十四年以来考

えたら、物価は四割とか四割五分、五割上がる

ておるのである。こういうふうに上がっておるに

かかわらず、たった二百円しか上げない。先般

やかましく言って千円を千百円にし、そして今度二百円ですか、すると年間で二千四百円、と

ころがさいせんの原爆の医療とかその他は五割上

げているでしよう。ここはいま言つたように一割

七、八分あるいは生活保護は一割一分しか上げ

なかった。こういうように、厚生省の同じ屋根の

下におる人たちが、あまりにもアンバランスに扱

われるということになることは、私は将来の日本国民の社会安全保障なり、こういう問題を処理する場合に非常に差別感を与える。貧しいだけに貧乏人の恨みがみが激しいですよ。貧しいだけに貧乏人の恨み

というのではなくんだから。そういう意味で、こういうのは激しいんだから。ことしだけは一年、緊急是正

して恩給にそれは右へならえをしたんだとおつ

しゃるけれども、これは恩給とも関連のあった問

題なんです。こういう点は、大臣、今度はこれはやむを得ぬと思うのです。もうやむを得ない、す

ぐに予算は通つちやつたんだから。しかし今度

もねとれているといふ考え方のもとに立つておる

わけござります。しかし、それをしさいに計算いたしましてそなつていいといふことになりま

すれば、これは大いに考えなければなりません

が、一応いま滝井委員が言われたような考え方を

いたしましてそなつていいといふことになります

が、これは大いに考えなければならない

ことがあります。この点はひとつ誤解のないよう

に御了承願いたいと思います。

○滝井委員 もののことはそのときそのときの問題

で見ていくわけですね。予算といふものはその年の

ことで決着をつけっていくわけですから、ぜひひと

つ全般を見て均衡のとれたやり方を、ルールをつ

くつてやつてもらいたいと思うのです。医療問題

へならえたので、率がいいというのは、御承知

のようになつたので、この点、大臣、どうお

考えになりますか。

○神田国務大臣 いまの滝井委員のお話、たいへんごめんともござりますが、これは恩給法に右

へならえたので、率がいいというのは、御承知

のようになつたので、この点、大臣おつしゃつて

ます。この点はひとつ誤解のないようになりますか。

それからもう一つ、国民年金の二百円が安いぢやないかということはございません。この点につきましては、御承知のように、四年度がちょうど国民年金の支給の改定期になります。この点につきましては、御承知のように、四年度がちょうど国民年金の支給の改定期になります。

この点につきましては、御承知のように、四年度がちょうど国民年金の支給の改定期になります。この点につきましては、御承知のように、四年度がちょうど国民年金の支給の改定期になります。

この点につきましては、御承知のように、四年度がちょうど国民年金の支給の改定期になります。

どうか、ちょっと大臣が勘を働かしてごらんになればわかる。それで大蔵省に行つて、これはいかぬ、もう少しやり直してくれ、こういう形に私はすべきだと思う。そうすれば神田厚生大臣を支持する勢力というのは、きゅう然一体になつてやるのだ。いまはばらばらですよ。だから、大蔵省からていよく各個撃破されているのです。それではいかぬ、こういうことです。

そうしますと、今度の九万二千円に上がつた遺族年金は、生活保護と併給されますか。

○鈴村政府委員 収入として認定されるわけでござります。

くなつてくるわけです。やはり額が少ないので、ら、併給をさせて満足させなければならぬ、いろいろ形になる。だから実に政策が、絶えず、ジグザグのコースをとらなければならぬことになる。

今度遺族年金を上げましたが、その上げるやり方について、年齢的な段階を設けたわけですね。国家補償ということになると、一体なぜ年齢的な段階を設けなければならぬのかということです。これまたさつぱり理由がわからぬ。これは全く政策的な予算的な関係だとするならば、これくらいいけしからぬことはないのです。こういうように政府は、七万一千円を九万二千円に上げますと

りますが、ただそこに若干社会保障の色彩が加味されでるわけでござります。今回のいわゆるベースアップを実施する場合におきまして、国家財政の負担力等の関係もございまして、なるべく緊急度の高いものから優先的に実施しようといふことで、特に七十歳以上の方については直ちに実施する。さらに、その他六十五歳未満でも、妻子とかあるいは不具・廃疾の父母等の者につきましては、やはり緊急度等を考慮いたしまして差をつけたわけでござります。

○澁井委員 こういうよう非非常な差をつけて、しかも法律を複雑にしておるでしょ。七十歳以上は四十年の十月から実施する、六十五から七十年まで

きたのが、今度は社会保障があると言ひ出した。どうも答弁が出たこと勝負で困りますね。それから、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案その他で調べてみましたら、請求件数が、三十九年二月一日まででは三百三十五万件くらい出でてゐる。当時却下したのが九万八千件、その大半は、死因の公務性が認められなかつたということが却下の理由になつておるわけですね。そこで、とにかくこの九万八千件といふような人たちは、死因の公務性が認められなかつたといふけれども、結局その人たちも軍隊に行つた、あるいは戦争に行つたというのが大部分なんですが、

○**鈴村政府委員** 収入認定をされるというふうに申し上げたのですが……。

○**滝井委員** そうすると、福祉年金との併給はありますね。

○**鈴村政府委員** あります。

○**滝井委員** 福祉年金との併給があれば、その併給のワクを上げなければならぬですが、幾らになりますか。

○**曾根田説明員** 今回の改正法案は、従来八万円でございましたのを、戦争、公務等に伴うものにつきましては十万二千五百円に引き上げることにいたしております。

○**滝井委員** そういうよう引き上げられてくるわけですね。いいことですかけれども、この年金の併給のない人との格差は広がつてくるわけですよ。したがつて、併給なんかしないでもいいような状態をつくつてやらなければいかぬわけです。私たちは併給を主張しました。しかし、併給をやればやるほど制度的に非常に複雑になる。それだけ国会議員が、要らぬところと言つては語弊があるかもしれませんけれども、実際併給しないで、きちんとうまく均衡がとれてくれば審議の時間も軽ふ者あり)

いて高々とにしきの御旗を掲げたからほんとうにそのとおりしてくれるのかと思ったら、あにはからんや、待つた、それは七十歳以上の人だけをことしの十月からやるので、七十歳以下の人はだめなんだ、それはもうものは二分の一しかもらえないんだ、あるいは三分の一しかもらえないんだといふよなことになつておるのですね。これでは、全く同じなんです。それにそういう段階をつける、段階をつけるとすれば、これは社会保障です。社会保障のニーズが入ってきてる。年をとった人は働けないだろう、若い人はもつと働いておそらく収入があるだろうから、しばらく三三分の一とか二分の一でいいんだ。社会保障ですよ、これは。援護法の中にこういう概念というものが入ってき始めたということなんですね。国家補償の見地がくずれつのあるのです。これは一体どう分の一とか二分の一でいいんだ。社会保障ですか、年齢の段階に応じて給付の期間に段階をつけ、しかも年齢の段階がついていくのかということです。どういう理論的な根拠からこういうことが出てきますか。

までは、四十年十月から四十二年一二月末までは、  
増加額の二分の一、四十二年の一月からは全額、  
六十五歳未満は、四十年十月から四十年十二月までは、  
では三分の一、ずっとやつて四十二年一月から全額、  
額、六十から六十五はどうだ、六十歳以下はどうだ、  
だ。こういうように五段階にも分けて、しかもこ  
まかく支給の年月日を刻んで、額も先のほうを多  
くしていく。こういうやり方といふものは非常  
におかしい。法律的に非常に複雑です。こういう  
やり方をやるのなら、初めから、予算がなかつて  
たら少しでもいいから、一律にやつたらい。そ  
して四十二年なら四十二年から全額やるというよ  
うに、何かきっちとする必要があると思うので  
す。どうもこういうところは、今度は遺族の内部  
においてアンバランスをつくつていっている。遺  
族といふものは一本だ。だから三万円でも、これ  
は弔慰金でござりますと言つてこう大みえを切つ  
た大臣のもとにおいて、また予算がなかつたら今  
度は遺族の中でアンバランスをやつて、ちひりち  
びりとやる。それなら三万円やらずに利子をつけ  
たらどうですか、こういうことになるのです。そ  
れならインフレで困るじゃないか、いや、それは  
弔慰金でござりますと、私に言わせると全く論理  
が一貫していない。こういふ点は、やはり論理的  
の一貫するようなことをやらないとおかしいので  
す。しかも、近ごろは社会保障のニアンスが幾  
ぶんがあります。いままで、ないないと言つて

す、そして帰つて死んだとか戰病死したとか  
うことなんです。私は、もうとの段階までくる  
と——戰争に行つたんだ、そしてうちのとうちあ  
ん、にいぢやんは帰つてきて、とにかく死んだ。  
それが今度退職後二年以内、それから結核などは  
六年以内に緩和されていますね。私は、もうこれ  
いうものに当つてはまるものは、人數はそんなに多  
くないのですから、みんな認めてやつていいよ  
じやないか。二百三十万とか三百四十万おる中  
で、あきらめ切れぬで泣いている人が、去年の二  
月で九万八千だつた。そのうち、あなたのところ  
にきた再審査要求は、當時で一万三千四百件、固  
生生白書によりますと、現在六百八十件くらいしか  
残つておらぬということなんです。これはよけい  
見積もつたつて一万か二万件の問題なんです。そ  
こでこの段階になつたら、召集されて戰争に行つ  
て、いま言つたように二年以内とか六年以内で死  
んだというようなものは、もうそんなに嚴重に日  
の色を変えてやらなくつたつて、認めていいも  
じやないか。そういう人には、今度は弔慰金を玉  
万円差し上げて、あと三万円の国債を差し上ば  
る、このくらいの踏み切りをして、この戰争の開  
題は一ぺんに片づけてしまふということとのほら  
が、だらだらと長く援護局に役人を置いて給料を  
払うよりは安上がりだと思うのです。だから大  
臣、そのくらいの英斷を持つてやるほうがいいよ  
うじゃないか。それはもう遺族はたいへんなん

す。私もいま扱っているのですが、とにかく書類を集め、あつちこつちにおる元上官を調べてこいというので調べに行く。上官がどこかよしに行つておらぬ。二度、三度調べる。それから戦友に会つて証明書を書いてもらう。もと見てもらつた軍医は、どこかにおらぬかといつてさがし回る。やつとさがし出して書類をつくつてもらつたら、書類のつくり方がいけない、だめだといって却下される。また遺族の末亡人は一生懸命になつてやる。こうしたことなんです。そんなものは一万か二万件ですから、ほんとうにおとらさんなりおにいさんが軍隊にとられて、二年とか六年以内に帰つて死んでおつたら認めてやつていいと思うのです。もうこの段階でそんなに嚴重にやる必要はない。それでこの段階ではなんのばつたが、ほんとうにさがし歩いて証明をとるのに苦労する。ほんとうにさがし歩いて証明をとるのに苦労する者に尽きているのだろうと思うのです。そういうように善意の解釈をしてやることが、ほんとうは私も賛成なんです。しかし、これは私が政治的意見を言いましても、日本の行政機構はなかなか複雑でございまして、御承知のようにそのまま通るのは思ひませんが、考え方といたしまして、将来の方向といたしまして私は自分でもそう考えておりますので、そのように指導してまいりたい、こう考えております。

○滝井委員 したがつて、いまの事務的な処理のところは、やはり援護局長がきちっとやらなければいかぬわけです。そうしてこれは片づけるべきだと思ふのです。これは五年も十年も引っぱれば引っ張るほど、役人の給料だけ払わなければならぬ。役人の給料を払うことを考えたら、これはかえって遺族を喜ばしてやることになりますから、ひとつ十分局長さん心得て、いまの大臣の答弁を眷々服膺してやつてもらいたい。

まだたくさんあるけれども、もうこれでやめますが、沖縄の恩給法、援護法等の適用の現況と、その支払った総額だけを言つてもらつて、あとはひとつ資料をいたたきたいと思います。まだたくさんのあるけれども、もうこれでやめます。そこで最後にお尋ねしたいのは、在日朝鮮人の恩給法、恩給法等全部含めまして、沖縄に今まで払いました額は、弔慰金を除いた額として百七八億円、弔慰金が四十三億円、合計二百二十一億になるわけでございます。

○鈴村政府委員 数字で申し上げますと、遣族援護法、恩給法等全部含めまして、沖縄に今まで払いました額は、弔慰金を除いた額として百七八億円、弔慰金が四十三億円、合計二百二十一億になるわけでございます。

○滝井委員 それだけつこうです。あとでその資料の内訳をいただきたいと思います。

そこで最後にお尋ねしたいのは、在日朝鮮人の問題です。今度内国民待遇をやるとことになるわけですね。そろしますと、公務員の問題と選挙権の他は入るのです。郵便貯金等も入る。それから

○滝井委員 外務省で折衝中という問題でなくして、主管省は厚生省でしょ。厚生省が外務省のほうに、おれのほうの立場はこういう立場だということを言つてもらわなければ、何かよそ馬のこ

けたようなことを言つてもらつては困りますよ。あなたが馬の手綱を握っているのだから、あなたのはうで、この問題はどうするのだと——国民健康保険は入れますと言つては困りますよ。あなたが馬の手綱を握つて、厚生省のベースの中で非常に大きな生活保護、国民健康保険はよろしいと言つては、援護法のことはどうか。それをイエスかノーか言えぬというのにおかしいじやないか。外務省の言うとおりだ、外務省が言つたら厚生省はそのとおり従います、これでは厚生行政の主体性がない。

○鈴村政府委員 これは恩給局の意向もございまして、大体両者とも現状のままでいくという考え方方が適当であろうという意向は伝えておりますが、両国の折衝中の問題でありますので、確定的なことはまだ申し上げられないであります。

○滝井委員 そうしますと、厚生省の方針としては、国民年金、厚生年金、それからこういう援護法関係、恩給法関係といふものは現状のままで、在日朝鮮人は入れるべきでない。限界は、国民健康保険あるいは生活保護が厚生行政の立場から限界である、こう理解して差しつかえありませんか。

○神田国務大臣 そういうふうに考えております。

○滝井委員 これで終わります。ありがとございました。

○松澤委員長 関連質疑の申し出がありますから、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 援護法がだんだん集約されてまいりましたので、そういう点で関連して一点だけお伺いをいたしておきたいと思います。特に日韓会議がいよいよ妥結の直前であるわけですから、そこへしほってひとつお伺いをいたします。

それは、具体的な例でございますけれども、李

承晚ラインで漁船の船員が拿捕され、そしてその一部は韓国の刑務所に収容され、あるいはまた、拿捕されるに際して韓国側の警備員に殴打をされ、あるいは銃床で殴打をされる、そういうことで負傷したり、あるいは刑務所で非常に栄養状態が悪いということで、栄養失調におちいったといふことによつていまなお病床に呻吟しておる人もおるし、さらにまた、不具格疾になりましてそういう事情といふものが出てまいっております。

ところが、前向きでいろいろ戦傷病者の待遇等が改善されるということでございますが、戦争そのものは直接関係はないけれども、やはりいま申し上げましたようなケースに対しても、私は、当然これは厚生大臣も重大な関心を持って配慮していくだかなければならぬし、また関係各省が、日韓会談が妥結するからというようなことで、いまのような状態といふものが放置されてよろしいということではないと思う。それは外交上の問題はあるけれども、やはり国内上の問題として一日も早く解決しなければならぬ問題もあると思うのです。たとえばいま病氣で病床に呻吟しておる者に対するところの処置、あるいは生活上非常に窮屈をきわめておるならば、それに対する手当てといふものが、これは日韓会談の交渉の過程の中でも、それぞれ韓国側に要求する面もございましょうが、さればといって、国内問題として放置してよろしいという問題ではないと思う。しかもいまのよう非常にきびしい状態にあるわけでございまますので、そういう点について、厚生大臣としてこれまで御配慮いただいておるのかどうかといふことを率直にお伺いたいと思います。

○神田国務大臣 いまのお尋ねでございますが、李承晚ラインの取り締まりによって、いろいろな渔船がある、あるいはまた人体に

傷害を受け、そして病氣手当をしておるといふような者に対する補償をどうするかという問題だと思います。李承晚ラインそのものにつきましては、わが國いたしましては、これはもう國際法上承認できませんことでござりますことは御承知のとおりでございます。そこで、今度の日韓交渉にあたりまして、そういう国際法上わが國が承認範囲におきまして、昭和三十三年あたりからこういった犠牲については、韓国に賠償してもらわなければなりません、こういうことであることも御承知のとおりであります。しかしこれは交渉の過程によつて、何か相互に放棄しようというこの段階に

なったように承知いたしております。そうなりますと、これは当然わが國として、いわゆる賠償とすけれども、前向きでいろいろ戦傷病者の待遇等が改善されるということでございますが、それらの関係については、まあやや私ども不満でございまして、これが当然わが國として、いわゆる賠償となりますが、補償といいますか、かわって見てや

いることを、補償といいますか、かわって見てやることになるわけでございます。それらのことは、まだ細目の決定はございませんから、私十分承知いたしておりませんが、大筋とく話してありますと、大蔵大臣もこれはやむを得ないだろう、こういうようなことでござります。こまかいことは、まだ細目的の決定はございませんから、私十分承知いたしておりますが、大筋とく話してありますと、大蔵大臣もこれはやむを得ないだろう、こういうようなことでござります。こまかいことは、まだ細目的の決定はございませんから、私十分承知いたしておりますが、大筋とく話してありますと、大蔵大臣もこれはやむを得ないだろう、こういうようなことでござります。

○河野(正)委員 いまのお尋ねでございますが、李承晚ラインの取り締まりによって、いろいろな渔船

ざいましたように、それは明らかに韓国側の不法行為ですから、したがつて、それらについて韓国側に対して賠償要求があることは当然だと思う。ところが、それらの点が解決しないからといって放置されていい問題ではないと思うのです。ですから私は、やはり現実に病床で呻吟をし、あるいはとおりでございます。そこで、今度の日韓交渉においては、わが國いたしましては、これはもう國際法上承認できませんことでござりますことは御承知のとおりでございます。そこで、今度の日韓交渉にあたりまして、そういう国際法上わが國が承認範囲におきまして、昭和三十三年あたりからこういった犠牲については、韓国に賠償してもらわなければなりません、こういうことであることも御承知のとおりであります。しかしこれは交渉の過程によつて、何か相互に放棄しようというこの段階に

なったように承知いたしております。そうなりますと、これは当然わが國として、いわゆる賠償とすけれども、いま申し上げますように、日韓会談が妥結しないからといって放置されていい問題ではないのです。そこで、少なくとも、日韓会談は日韓会談の問題ですけれども、国内問題として解決する方策があるうと思う。ですから私は、やはり現実に病床で呻吟をし、あるいはとおりでございます。そこで、今度の日韓交渉にあたりまして、そういう国際法上わが國が承認範囲におきまして、昭和三十三年あたりからこういった犠牲については、韓国に賠償してもらわなければなりません、こういうことであることも御承知のとおりであります。しかしこれは交渉の過程によつて、何か相互に放棄しようというこの段階に

なったように承知いたしております。そうなりますと、これは当然わが國として、いわゆる賠償とすけれども、いま申し上げますように、日韓会談が妥結しないからといって放置されていい問題ではないのです。そこで、時間がございませんから、いま委員長はとらるべきだと思います。その点については、援護法では戦争に關係する遺族、戦傷病者については、いろいろと改善の措置がとられているわけですが、大臣にもあらためて要望いたしたいと思います。そこで、時間がございませんから、いま委員長からも、外務省あるいは水産庁長官も御出席といふことでござりますから、具体的にどのような処置がとられておりますのか。特に私ども二、三例を持つておるわけですが、たとえば昭和三十一年三月時点におきましては森下利治といふ漁船員、それから三十七年の十月十三日時点におきましては一野万吉といふ漁船員、こういうふうに、

○松岡(亮)政府委員 いわゆる李ラインの周辺に

おきまして拿捕されました漁船とその乗り組み員に対する損害につきましては、従来、漁船保険に特殊保険という制度を設けまして、漁船の損害に對しまする補てんは保険によつてやつてしまつたのでございます。乗組み員に対しましても、その中で給付金を交付し、また別途見舞い金等を支給してまいりました。それで、漁船保険制度には特に國の負担もござりまするので、そういう方向でできるだけの措置はとつてまいつたのでございますが、これは本来、韓国側の不法な措置による損害でございますので、政府といたしましては、韓国側に対しましてその損害についての補てんを請求する筋合いでということで、そういった事件が起きましたつてど請求権を保留してまいったわけでございます。そこで、今回の日韓交渉におきましても、それらを一括しまして請求することとして、請求権委員会におきまして交渉に当たつておるわけでございます。その結論はまだ出ていないのでございますが、その模様は、必ずしも水産庁として考えております方向にいくかどうか、まだはつきりいたしませんが、そういうことにならない場合におきましても、韓国側の不法処置による損害に対しましては、水産庁としておきましても、できるだけ漁民の納得のいくような措置がとられる必要がある、こういうように考えておる次第でございます。

○河野(正)委員 そこで、この日韓会談の交渉の過程の中でもいろいろ折衝が進められる、だから、それだけにたよつてよろしいということではないと思う。現実にいまの負傷者がおり、不具廻疾者がおる、また生活上の困難をきわめておる人がおるわけですから、それらについては、やはり国内的な問題として対処してもらわなければ困ると思うのです。ですから、これは韓国側の不法行為ですから、したがつて交渉の中で解決されることは、それは一つの方法だと思う。それかといつて、それだけでは、いまの現実に困つておる人がおるわけですから、やはり並行してこの問題

の解決をはかる必要があろうと私は思うのです。いま私は一、二の例をあげて指摘をいたしたわけですけれども、いま申し上げますように、日韓会談の妥結の中でどういう解決が行なわれるかといふことについては若干疑問がございますが、水産庁長官のおっしゃつたとおりですか、それと並行して国内的にもこの補償の問題を解決するという作業をやはり進めていただかなければならぬ。これを早急にやつていただけまするかどうか、これをひとつ明確にお答えいただきたい。

○松岡(亮)政府委員 私どもといたしましても、そういう方向で日下あわせて検討を進めておる段階でございます。

○河野(正)委員 検討だけじゃ困るのであります。もう現実に不具廻疾になつたり、あるいは生活上非常に困窮をきわめた人がおるわけですから、すみやかに結論を得てもらわなければならぬと思うのです。大体どのくらいの目途で結論で出てくるのか。これはもう家族の方々の問題もございます。しかも周囲の関係者も非常に憂慮している問題ですから、ひとつ見通し等についてもお聞かせいたさきたい。

○松岡(亮)政府委員 これは一方において請求権全體の問題の一部として交渉中でございますので、国内におきましてどういう措置をする、あるいはどういった対策をすぐやることをいま申し上げかねるわけでございますが、今日までに、あるいは見舞い金等を支出してまいりました。また抑留中における差し入れ料等につきましても、補助金を出すというような措置をとつてまつておるございます。

○河野(正)委員 今までとられた措置というものが万全を期しておらぬところに私どもの主張があるわけです。たとえば、いま私が御指摘しました例を見ましても、全く不具廻疾で仕事にならぬ

本龍太郎君、八木昇君及び吉川兼光君、また戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案に対し、橋本龍太郎君、河野正君及び吉川兼光君より、それが修正案が提出されております。

○松岡委員長 いままでとられた措置といふことは、その規定は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年四日一日から適用に改める。

題を取り上げておるわけです。いろいろ日韓交渉の過程の中でといふ微妙な問題点もあるうと思ふのであります。乗り組み員に対しましても、そ

ので、これで解決するといふことをぜひお答えいただきたい。

○河野(正)委員 これは当然のことでございますが、この事態の十分な解決をはかりたい、かように考えております。

○松岡(亮)政府委員 なだいま厚生大臣からお答えがございましたように、私どもも早急に解決す

るよう努めたいと思います。

○松澤委員長 他に御質問の申し出もありませんので、これにて三案に対する質疑は終局いたしました。

○松澤委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。橋本龍太郎君。

○橋本(龍)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案の、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案に對する特別弔慰金支給法案に對し、それぞれ修正案を提出いたしました。

その内容は、お手元に配付してあるとおり施行期日に開するものであります。両案が原案の施行期日までに成立が不可能となりましたため、所要の修正を行なおうとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○松岡委員長 修正案に対する御発言はありませんか。

○松澤委員長 御発言がなければ、各案を一括して討論に付するのであります。別に申し出もあ

りませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案に對する修正案

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案一部を次のよう修正する。

附則中「昭和四十年四月一日から、その他の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。」の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。たゞ、第十八条第二項の改正規定は、同年四日一日から適用に改める。

題を取り上げておるわけです。いろいろ日韓交渉の過程の中でといふ微妙な問題点もあるうと思ふのであります。乗り組み員に対しましても、そ

ので、これで解決するといふことをぜひお答えいただきたい。

○河野(正)委員 なだいまといたしまして、

その他の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。たゞ、第十八条第二項の改正規定は、同年四日一日から適用に改める。

題を取り上げておるわけです。いろいろ日韓交渉の過程の中でといふ微妙な問題点もあるうと思ふのであります。乗り組み員に対しましても、そ

ので、これで解決するといふことをぜひお答えいただきたい。

○河野(正)委員 私どもといたしましても、

その他の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。たゞ、第十八条第二項の改正規定は、同年四日一日から適用に改める。

○松澤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより順次採決いたします。

まず、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多數。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多數。よって、本案は橋本龍太郎君外二名提出の修正案のことと修正議決すべきものと決しました。

次に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多數。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多數。よって、本案は橋本龍太郎君外二名提出の修正案のことと修正議決すべきものと決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多數。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました三案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松澤委員長 この際、おはかりいたします。

理事藏内修治君より理事辞任の申し出がありま

すので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

これより理事の補欠選任を行ないたいと存じま

すが、その選任は、委員長において指名すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、橋本龍太郎を理事に指名いたします。

○松澤委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○松澤委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○河野正君。質疑の申し出がありますので、これを許します。

こういう事態が生じてまいったわけでございま

す。ところがこのことは医師国家試験の受験資格

がなくなるというような問題も含んでおりますが

ために、事はかなり私は重大な問題だと思うので

す。この点について大臣はどのようにお考えにな

りますか。ひとつお聞かせをいただきた

い。

○神田国務大臣 いま河野委員がお述べになつた

ようなことは私も実は新聞で承知したわけでござ

います。もつともその前に、この大学の学生の代

表諸君と一度国会で懇談したことございまし

て、そういうような意向を承知しておつたわけでござ

ります。一月ほど前でございますが、学生諸君にお

目にかかりました際に、そういう手荒なことをし

ないで、まだどうなるか、立法院のきあることだ

から、やはり法律は順法しなければいけない、手

続だけはしておきなさいということをじゅんじゅ

んと言つたわけでございますが、いま申し上げる

ように、新聞を見て、実は心配しておるわけでござ

りますが、心配しておられるのはけつこうですけ

れども、この及ぼす影響といふのは非常に甚大だ

と思います。私どももかねがね憂慮をいたしておつ

たわけですから、不幸にして來たべき事態

が来たというふうな感じを持つわけです。それ

は、ことしの三月大学を卒業いたしました医学生

が、厚生省の指定いたしました教育病院にイン

ターンの願書を提出いたします三月三十一日が

実はきのうやつてしまひたわけでござります。し

たがつて、ことし四十六大学で三千二百名前後の

卒業生が出たわけですが、いま申

し上げましたように、この四十六大学の中で、札

幌大学、東北大学、日大、奈良、三重、この五大

学、約千名ばかりがこのインターナンの申請をした

ことによって、三分の二の、約二千名近く

の卒業生はついに申請の手続を行なわなかつた、

なことも含めて、これからひとつ省内の関係者と協議をしてみたい。まあきのうのきょうでござりますから、御承知のようにきのうもきょうも、国会のほうで私のからだもあかないものでございますから、これからひとつ善後策を協議したい、こう考えておるわけでございます。

○河野(正)委員 このことは、なるほど締め切りまで申請をしなかつたということでおるほど、卒業生そのものにも問題がございませんけれども、しかし、この締め切りまでにこの問題に対しても解決策を与えるかたたといふ厚生省に対しても私は非常に大きな責任があると思うのです。そういう意味で、私は当然厚生大臣も責任をお感じにならなければいかねどいふうに考えますが、どのように責任をお感じになつておりますか、それをお伺いたいたい。

○神田国務大臣 私は、先ほど申し上げましたよ

うに、学生代表諸君に会いました際に、やはり

ことしは間に合うかどうかわからぬよう状態

だ、まだ厚生省としても諸君の希望をそのままい

れるといふことについての検討が十分尽くされて

おらないし、そういう際だから、やはり手続だけ

はしておきなさい、法治國なんだから法は守りな

さいといふことを厳重に私は示達しております。

そこでそういうことになつたわけでございまし

て、私はそういうことにならぬことを期待して

おつたわけですが、ただいまおあげに

なつたような事態が出ておるということは事実でござりますから、これはひとつ——私はだから責

任がないのだという意味で申し上げているわけ

はございませんが、責任のあるなしの問題よりも、一休そりあとの事態をどうするかという

ことについて検討を加えていきたい、こう考えております。

○河野(正)委員 これはやはり責任のあるなしの問題ではなくて、やはり事態を收拾するだけの解

決の方策になりませんから、具体的にどういう形

で解決しようとしてお考えになつておるか、明確にお

思ひます。そういうあとの事態をどうするかといふ

ことについて検討を加えていきたい、こう考えて

おります。

○河野(正)委員 これはやはり責任のあるなしの

問題ではなくて、やはり事態を收拾するだけの解

決の方策になりませんから、具体的にどういう形

で解決しようとしてお考えになつておるか、明確にお

思ひます。そういうあとの事態をどうするかといふ

ことについて検討を加えていきたい、こう考えて

おります。

○河野(正)委員 これはやはり責任のあるなしの

問題ではなくて、やはり事態を收拾するだけの解

決の方策になりませんから、具体的にどういう形

で解決しようとしてお考えになつておるか、明確にお

いうふうに考えます。そこでこの事態を收拾するためには、全国の医学部長会議の中のインターイン問題小委員会あるいは全国大学病院長インターイン問題委員会、それぞれそういうふうな委員会がこの問題について非常に憂慮して、厚生大臣に対していろいろ申し入れが行なわれたというふうに聞いているわけですが、この点はいかがですか。

○神田国務大臣 私はまだ会つてもいませんし、申し込みを受けたのもございませんから——医務局長の話ではいま持つてきましたという話でござります。ただ、いま河野さんからお話をございましたように、法律を守らなかつたら厚生大臣は責任があると言われたことに対しても私は言ふわけではありません。たゞ、いま河野さんからお話をございましたように、法律を守らなかつたら厚生大臣は責任があるのだ、こういう意味でおつしやつてきていますが、そこにはございませんが、自分たちの意に反して——法律に反したことやつたから主管大臣に責任があるませんが、そういう意味でおつしやつてきていますが、私はそういう責任はないということを言わざるを得ません。そういう意味で、学生諸君が真摯な気持ちでまじめな気持ちで苦慮されていることはわかる、しかし法治国だから法律は守りなさい、そういうことを検討して結論を出したいと思うが、当時厚生省としては結論が出ておらぬ時代でありますから、そのことは十分戒めておつたわけでござります。それで出なかつた。出なかつたのは厚生省が悪いのだと言われるならば、われわれ法治國なんだから法律を守らねばならない責任がある——守らせなかつたほうにも責任がある。道義的にはそういうことは言えるかもしれないが、法理的には、そういうことを言われても、責任があるとは考えません。ただ、いまお話をございましたように教授団の方々が医務局長にお会いになつて、その真相を医務局長から申し上げたほうがこの問題の解明に役立つと思ひますから、政府委員に説明させたいと思います。

○河野(正)委員 医務局長のお答えの前に、いまの大臣のお答えについて異論があります。といふのは、私はやはり厚生大臣としては事態をうまく

解決するだけの責任があると思うのです。その解決が行なわれなかつたから、そういうような法律を破る行為が出てきたわけですから、やはり法律をそのまま実行させる、そういう処置が当然行なわなければならぬと思うのです。そういう意味で私はやはり卒業生なら卒業生を納得せしめ得なかつたという点について、大臣の不徳なり努力の不十分なり、そういうものがあつたと思うのです。ですから、何か厚生大臣は、法律を破つたのだから、何が厚生大臣は、法律を破つたのだから、法律では法律を破るほうに責任があるのだ、そのことはそうでしょう。しかしながら、やはりその法律を破らせないようにならを十分納得させる処置が行なわれなかつた。だから法律を破つたと思う。ですからその間、そういう行為に出てきた間の努力なり誠意といらものが乏しかつたのではないか、そういう意味で私は責任がある、こういふふうに言つてはいる。それがないとおしゃるならば、これはちよつと——そういうような卒業生が三分の二も結局この申請をしなかつたといふことが、私は及ぼす影響としては常非大きいと思ふが、そういう大きな問題についても何ら責任をお感じにならなかつたといふうに私はどもは感しますので、いまの点はちよつと大臣も反省してもらいたい、かようになります。

○神田国務大臣 私、申し上げておりますのは、とにかく学生諸君をお医者さんにならうということとで大学にお入りになつたのであって、医師にならうにはなる条件を備えなければならぬことは十分承知のはずなんであります。それを自分たちの希望がいられないのであるから法律を守らないのだといふことは、だれがいふかではない、といつて、それを手続をしたから私どもがインターインの改正をしないといふことじゃないのだ、そのくらいのことはやりなさい。改正は改正としてやりましよう、しかし、どうするかということについていろいろやり解明しなければならぬことがある。十分検討

することは、だれも否定することのできない事実だと思います。ところが、少なくとも過半数の人が申請しなかつたわけです。それらの点については、私は厚生省としては反省されるべき余地があつたのではないか、こういうことを実は申上げたのでござります。特にこの学生と直接の関係のございまする医学部長、それから大学病院長等がやはりこの問題の解決について非常に憂慮されているということは、いずれ局長からもお答えがございますよ、こう分けて申し上げたわけあります。任と言われるとき、それは破つたほうの責任なんですが、だから、河野さんのおつしやつたことは、道義的の責任ということなら私も承服しましよう、こういふことなんであつて、しかし、法律的に責任と言われるとき、それは破つたほうの責任なんですが、私はほうといわれても、私はちょっと困る、しかしこういうことなんであつて、法律的に責任なしとは言わない、道義的の責任はある法律を破つたということについては、大いに責任があることは当然のことだと思う。これは私どもが三十一日までに円満に解決するといふことについても最善の努力が払われ、そしてみんなが納得して申請をするといふ方向に行くことが望ましかつたと思うのです。それができなかつたことについても、私は、全幅の責任が厚生大臣にあるといふことは、私は、金幅の責任が厚生大臣にあるといふことは言いませんけれども、やはり一半の責任といふことはあります。もちろんそれがために起こつてくるものは厚生大臣もお考えにならなければならぬ。というのは、申請をしたか、せぬかという問題が国家試験を一年受けられないわけですから、それが問題がありますが、もちろんそれがために起つてくらぬといふことは、申請をしたか、せぬかといふ問題がござります。これはもしも今までいふことはありますから、私はやはりこの問題が円満に三月三十一日までに解決することが望ましかつた

とは、だれも否定することのできない事実だと思います。ところが、少なくとも過半数の人が申請しなかつたわけです。それらの点については、私は厚生省としては反省されるべき余地があつたのではないか、こういうことを実は申上げたのでござります。特にこの学生と直接の関係のございまする医学部長、それから大学病院長等がやはりこの問題の解決について非常に憂慮されているということは、いずれ局長からもお答えがございますよ、こう分けて申し上げたわけあります。任と言われるとき、それは破つたほうの責任なんですが、私はほうといわれても、私はちょっと困る、しかしこういうことなんであつて、法律的に責任なしとは言わない、道義的の責任はある法律を破つたということについては、大いに責任があることは当然のことだと思う。これは私どもが三十一日までに円満に解決するといふことについても最善の努力が払われ、そしてみんなが納得して申請をするといふ方向に行くことが望ましかつたと思うのです。それができなかつたことについても、私は、全幅の責任が厚生大臣にあるといふことは、私は、金幅の責任が厚生大臣にあるといふことは言いませんけれども、やはり一半の責任といふことはあります。もちろんそれがために起つてくるものは厚生大臣もお考えにならなければならぬ。というのは、申請をしたか、せぬかといふ問題がござります。これはもしも今までいふことはありますから、私はやはりこの問題が円満に三月三十一日までに解決することが望ましかつた

とは、だれも否定することのできない事実だと思います。ところが、少なくとも過半数の人が申請しなかつたわけです。それらの点については、私は厚生省としては反省されるべき余地があつたのではないか、こういうことを実は申上げたのでござります。特にこの学生と直接の関係のございまする医学部長、それから大学病院長等がやはりこの問題の解決について非常に憂慮されているということは、いずれ局長からもお答えがございますよ、こう分けて申し上げたわけあります。任と言われるとき、それは破つたほうの責任なんですが、私はほうといわれても、私はちょっと困る、しかしこういうことなんであつて、法律的に責任なしとは言わない、道義的の責任はある法律を破つたということについては、大いに責任があることは当然のことと思う。これは私どもが三十一日までに円満に解決するといふことについても最善の努力が払われ、そしてみんなが納得して申請をするといふ方向に行くことが望ましかつたと思うのです。それができなかつたことについても、私は、全幅の責任が厚生大臣にあるといふことは、私は、金幅の責任が厚生大臣にあるといふことは言いませんけれども、やはり一半の責任といふことはあります。もちろんそれがために起つてくるものは厚生大臣もお考えにならなければならぬ。というのは、申請をしたか、せぬかといふ問題がござります。これはもしも今までいふことはありますから、私はやはりこの問題が円満に三月三十一日までに解決することが望ましかつた

かし全部が出しておるわけではない。とにかく過半数かどうか、この辺がまだつかめてない状態でして、至急われわれとしても実態をつかみたいと思っております。

それからいまのお話の法律の問題でござりますが、これにつきましては、いまの医師法を改正してインターーン制度を改正する法律を出しまして

も、昭和四十年におきましての実地修練はいまままでどおり行なわざるを得ないという見通しを大体つけておりまして、この点はことしの二月五日に各実地修練病院長等にも連絡をしておりますし、また大学等を通しまして、さらに学生さん等にも直接に話をいたしまして、四十年のいまの卒業生は、四十年の実地修練はいままでどおりやるのですが、それと、いまのインターン制度を改正する法律を出さぬという問題とは、間接の関連はいろいろありますしあが、直接の関連はないのではないかとわれわれは考えておるものであります。しかしそれはそれといたしまして、できるだけ学生さんたちによくわかつてもらうようにいままでいろいろ話をし、また各修練病院、大学等につきましても、いろいろ連絡もしておるわけでござります。さらにこの二、三日前には、各大学病院を通じまして、教育者としてひとつできるだけ学生によくわかつてもらって、むちやな行動をしないようにということを御説得願うようにお願いしたところのような状態でございまして、われわれもこのような事態が起こらないようになります。しかしながら、事態がをしておつたわけでございます。しかし、こういうふうなことになりまして、そういうふうな責任は感じております。

私はいろいろ案を考えながら、しかし、学術会議だとがまた医学部長さん、病院長さん方の御意見も十分参考にさしてもらおうというつもりで、やっておるわけとざいます。が、法制的の問題がいろいろございまして、いまだに最終案ができませんので、一挙に提案ができない状態でありますことを申しわけなく思つております。

明を聞きたいと思います。と申しますのは、不満にして締め切りまでに学生諸君の大多数が届け出をしなかつた。しかし事態は放置できないことはすでに河野委員御指摘のとおりでござります。私は、この締め切り期日をたとえは一ヶ月、四月末日とか、技術的に延期は可能であるかどうか、その点の御説明を願いたいと思います。

○尾崎政府委員 これは願書を出さなければ、もう医師の資格は永久にもらえないというものでは

なくて、一年間の実地修練をやれば国家試験が受けられるということございまして、ここに一ヵ月、二ヵ月おくれて出して、それから修練せられてもけつこうなんでございます。ただ、その試験が来年の冬の試験は受けられない、その次の秋の試験になる、こういうふうな事態になるわけでござります。しかし、私たちいたしましては、三月三十一日付で一応こういう方々のリストをいたくまことに手配をしておるので、そのリストにておりまして、年末、試験をやろうとしておるわけでございます。

○小沢(辰)委員 ただいま竹内委員が言われたことは、いまいう不幸な事態なんだから、何とか事態を收拾しなければいかぬ。厚生大臣が言わられるように、インターン生の、いまるる説明があつたように法律改正をやるにしても、当面の事地修練に間に合わないんだから、そういう方向で政府も、また国会のほうでもいろいろ研究をしては、ひとつ政府のほうでも強力に指導していただきたい。われわれもそういうような機会があれば協力するのにやぶさかじゃないんです。ただ問題は、いま竹内委員の言われるよう、たとえば

力月延ばす、そうすると法律上は一年以上実地修練を経たものでなければ国家試験の受験資格がないわけです。だからしたがって、もし来年の春のこの国家試験が四月末以前に行なわれるとすると、ことしのインターナ生は、来年の春の国家試験に

卷之三

は受験資格は出てこないわけなんです。一年といふことは、うきちゃんとした法律上の制限があるからして、練り切り期間にできるだけ早く出させるように指導しなければならぬ。四月末なり、あるいは四月二十日なり十五日なりにできるだけして、そして厚生省のほうでも来年の春の国家試験の日取りを法律上一年の要件が満たし得るような時期を選んで国家試験をやる、こういうことでやるような配慮をやはり考えておきませんと、学生諸君は、どうぞせ来年の春は受けられない、そういう厚生省の態度ならもとひとつ強力な闘争をやれといふよくなことにもなって、かえって事態の收拾にはよくない、その意味で、いまからでもおそくながら早く出しなさい、そのかわりそういう面の配慮は厚生省としても十分考えておるのだということで、事態の收拾をはかつていただきかなければいかぬというものが竹内委員の趣旨だらうと思いますので、そのつもりでひとつ明確な答弁をいただきたい、こういうことです。その点を御説明願いたい。

ただけば、私は建設的な意見を言つてゐるのです  
から、あとは今後に譲りたいと思ひます。

○神田国務大臣 この事態はおよそわかつておりますから、私も大体結論的なことも考えておりま  
す。若い人の気持ちもありましょくから、私も親  
心はあるつもりですか、前向きに善処したい、  
こういう前提でひとつ処理したいと思ひます。  
○橋本(龍)委員長代理 本日はこの程度にとど  
め、次会は来たる六日、火曜日午前十時から運輸  
委員会との連合審査会、午後一時から委員会を開  
会することとし、これにて散会いたします。

午後一時六分散会